

利用料金表・介護保険（利用者負担金を1割で表示しています）

退院時共同指導加算 600円		初回加算 300円			
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅での療養に必要な指導を行った場合に算定します。		新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して算定します(過去2ヶ月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画書を作成した場合も同様) ただし退院時共同指導加算を算定した方は算定いたしません。			
基本区分（所要時間） + サービス提供体制強化加算					
基本区分	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	理学療法士 (1日3回以上は 90/100)
訪問看護	319	476	827	1,131	299
介護予防	308	456	798	1,093	289
・氷見市以外のお宅に訪問する場合は、上記区分それぞれに5%の加算いたします。 ・早朝(6時～8時)と夜間(18～22時)は25%増 ・深夜(22時～6時)は50%増 ・理学療法士によるサービスは1回20分で、週6回を限度とします。1日複数回の利用ができます。 サービス提供体制強化加算とは……(1回の訪問につき6円) サービスの質を一定以上に保つため、算定要件(研修の実施・会議の開催・健診の実施・勤続3年以上の職員の割合が3割以上)を満たしているステーションが算定する加算です。					
看護・介護職員連携強化加算（介護予防を除く）・月1回 250円					
訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行う支援を行った場合に算定する加算です。					
看護体制強化加算Ⅰ（介護予防を除く）・月1回 550円					
在宅における要介護者の療養生活に伴う医療ニーズの対応を強化するため、充実したサービス提供体制（算定要件を満たしている）の事業所（ステーション）が算定する加算です。					
緊急時訪問看護加算・月1回 574円					
◎利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じ行います。 ◎緊急に訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がかかります。					
特別管理加算・月1回					
特別管理加算Ⅰ 500円			特別管理加算Ⅱ 250円		
イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態			ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態		
1時間30分以上の訪問看護を行う場合 300円					
特別管理加算の対象の利用者に対して所要時間60～90分（計画）の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が90分以上となったときに算定します。					
複数名訪問加算（2人以上による訪問看護を行う場合）					
30分未満の場合 254円			30分以上の場合 402円		
①利用者の身体的理由により1人の訪問看護師による訪問看護が困難なとき ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずるとき 単に2人の看護師等が同行しても算定いたしません。					
ターミナルケア加算 2,000円					
死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合					

その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死化粧、死後処置）
- ◎日常生活に必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。

※令和3年4月～9月までの間、新型コロナウイルス感染症への対応で1/1000を加算

利用料金表・介護保険（利用者負担金を2割で表示しています）

退院時共同指導加算 1,200円	初回加算 600円				
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して算定します(過去2ヶ月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画書を作成した場合も同様) ただし退院時共同指導加算を算定した方は算定いたしません。				
基本区分（所要時間） + サービス提供体制強化加算					
基本区分	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	理学療法士 (1日3回以上は 90/100)
訪問看護	638	952	1,654	2,262	598
介護予防	616	912	1,596	2,186	578
・氷見市以外のお宅に訪問する場合は、上記区分それぞれに5%の加算いたします。 ・早朝(6時～8時)と夜間(18～22時)は25%増 ・深夜(22時～6時)は50%増 ・理学療法士によるサービスは1回20分、週6回を限度とします。1日複数回の利用ができます。 サービス提供体制強化加算とは……(1回の訪問につき6円) サービスの質を一定以上に保つため、算定要件(研修の実施・会議の開催・健診の実施・勤続3年以上の職員の割合が3割以上)を満たしているステーションが算定する加算です。					
看護・介護職員連携強化加算（介護予防を除く）・月1回 500円					
訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行う支援を行った場合に算定する加算です。					
看護体制強化加算Ⅰ（介護予防を除く）・月1回 1,100円					
在宅における要介護者の療養生活に伴う医療ニーズの対応を強化するため、充実したサービス提供体制（算定要件を満たしている）の事業所（ステーション）が算定する加算です。					
緊急時訪問看護加算・月1回 1,148円					
◎利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じ行います。 ◎緊急に訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がかかります。					
特別管理加算・月1回					
特別管理加算Ⅰ 1,000円			特別管理加算Ⅱ 500円		
イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態			ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態		
1時間30分以上の訪問看護を行う場合 600円					
特別管理加算の対象の利用者に対して所要時間60～90分（計画）の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が90分以上となったときに算定します。					
複数名訪問加算（2人以上による訪問看護を行う場合）					
30分未満の場合 508円			30分以上の場合 804円		
①利用者の身体的理由により1人の訪問看護師による訪問看護が困難なとき ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずるとき 単に2人の看護師等が同行しても算定いたしません。					
ターミナルケア加算 4000円					
死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合					

その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死化粧、死後処置）
- ◎日常生活に必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。

※令和3年4月～9月までの間、新型コロナウイルス感染症への対応で1/1000を加算

令和3年度4月1日

利用料金表・介護保険（利用者負担金を3割で表示しています）

退院時共同指導加算 1,800円		初回加算 900円			
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅での療養に必要な指導を行った場合に算定します。		新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して算定します(過去2ヶ月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画書を作成した場合も同様) ただし退院時共同指導加算を算定した方は算定いたしません。			
基本区分（所要時間） + サービス提供体制強化加算					
基本区分	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	理学療法士 (1日3回以上は 90/100)
訪問看護	957	1,428	2,481	3,393	897
介護予防	924	1,368	2,394	3,279	867
<ul style="list-style-type: none"> ・氷見市以外のお宅に訪問する場合は、上記区分それぞれに5%の加算いたします。 ・早朝(6時～8時)と夜間(18～22時)は25%増 ・深夜(22時～6時)は50%増 ・理学療法士によるサービスは1回20分で、週6回を限度とします。1日複数回の利用ができます。 サービス提供体制強化加算とは……(1回の訪問につき6円) サービスの質を一定以上に保つため、算定要件(研修の実施・会議の開催・健診の実施・勤続3年以上の職員の割合が3割以上)を満たしているステーションが算定する加算です。 					
看護・介護職員連携強化加算（介護予防を除く）・月1回 750円					
訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行う支援を行った場合に算定する加算です。					
看護体制強化加算Ⅰ（介護予防を除く）・月1回 1,650円					
在宅における要介護者の療養生活に伴う医療ニーズの対応を強化するため、充実したサービス提供体制（算定要件を満たしている）の事業所（ステーション）が算定する加算です。					
緊急時訪問看護加算・月1回 1,722円					
<ul style="list-style-type: none"> ◎利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じ行います。 ◎緊急に訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がかかります。 					
特別管理加算・月1回					
特別管理加算Ⅰ 1,500円		特別管理加算Ⅱ 750円			
イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態		ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態			
1時間30分以上の訪問看護を行う場合 900円					
特別管理加算の対象の利用者に対して所要時間60～90分（計画）の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が90分以上となったときに算定します。					
複数名訪問加算（2人以上による訪問看護を行う場合）					
30分未満の場合 762円			30分以上の場合 1,206円		
<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の身体的理由により1人の訪問看護師による訪問看護が困難なとき ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき ③その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずるとき 単に2人の看護師等が同行しても算定いたしません。					
ターミナルケア加算 6,000円					
死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合					

その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死化粧、死後処置）
- ◎日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。

※令和3年4月～9月までの間、新型コロナウイルス感染症への対応で1/1000を加算

令和3年度4月1日

利用料金表・医療保険（1割負担）

①	訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
		自宅への訪問	週3回まで	555円
			週4回以上	655円
		居宅系施設への訪問	同一日に2人	555円
			週4回以上	655円
		居宅系施設への訪問	同一日に3人以上	278円
			週4回以上	328円
②	訪問看護管理療養費			
		月の初日		740円
		2日目以降		298円
	* 夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)			210円
	* 深夜訪問看護加算(22時～6時)			420円
	* 難病等複数回訪問加算	1日2回まで		450円
		1日3回以上		800円
	* 緊急時訪問看護加算			265円
	* 長時間訪問看護加算			520円
	* 乳幼児加算又は幼児加算(1日につき)			150円
	* 複数名訪問看護加算(週1回を限度)			450円
	<small>看護職員が他の保健師、看護師、理学療法士と同時に指定訪問看護を行う場合</small>			
	* 24時間対応体制加算			640円
	* 特別管理加算Ⅰ			500円
	<small>イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、 または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</small>			
	* 特別管理加算Ⅱ			250円
	<small>ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己 導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</small>			
	<small>ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態</small>			
	<small>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</small>			
	<small>ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態</small>			
	* 退院時共同指導加算			800円
	* 退院支援指導（退院日）			600円
	* 在宅患者連携指導加算（月1回）			300円
	* 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）			200円
	* 訪問看護情報提供療養費Ⅰ（市町村等からの求めに応じて情報を提供）			150円
	* 訪問看護情報提供療養費Ⅱ			150円
	<small>（入学時、転学時に義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供）</small>			
	* 訪問看護情報提供療養費Ⅲ			150円
	<small>（保健医療機関等に入院または入所する利用者について情報を提供）</small>			
	* 看護・介護職員連携強化加算			250円
	* 訪問看護ターミナルケア療養費			2,500円
<p>月初回1,295円(①555円+②740円)、2回目以降1回につき853円(①555円+②298円)、と該当する*印の加算項目が加算され、利用者負担金が算定されます。</p>				

その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎一定時間を超えるサービス、休日のサービスは差額を1時間につき1,200円頂きます。
- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死化粧、死後処置）
- ◎日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。
- ◎氷見市以外の訪問は交通費を頂きます。
- 片道10km未満500円 片道10km超えた場合 1kmにつき20円

利用料金表・医療保険（2割負担）

① 訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
自宅への訪問		週3回まで	1,110円
		週4回以上	1,310円
居宅系施設への訪問	同一日に2人	週3回まで	1,110円
		週4回以上	1,310円
居宅系施設への訪問	同一日に3人以上	週3回まで	556円
		週4回以上	656円
② 訪問看護管理療養費			
	月の初日		1,480円
	2日目以降		596円
<hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/>			
* 夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)			420円
* 深夜訪問看護加算(22時～6時)			840円
* 難病等複数回訪問加算			900円
	1日2回まで		
	1日3回以上		1,600円
* 緊急時訪問看護加算			530円
* 長時間訪問看護加算			1,040円
* 乳幼児加算又は幼児加算(1日につき)			300円
* 複数名訪問看護加算(週1回を限度)			900円
看護職員が他の保健師、看護師、理学療法士と同時に指定訪問看護を行う場合			
* 24時間対応体制加算			1,280円
* 特別管理加算Ⅰ			1,000円
イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、 または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態			
* 特別管理加算Ⅱ			500円
ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己 導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態			
ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態			
ニ 真皮を越える褥瘡の状態			
ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態			
* 退院時共同指導加算			1,600円
* 退院支援指導（退院日）			1,200円
* 在宅患者連携指導加算（月1回）			600円
* 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）			400円
* 訪問看護情報提供療養費Ⅰ（市町村等からの求めに応じて情報を提供）			300円
* 訪問看護情報提供療養費2			300円
（入学時、転学時に義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供）			
* 訪問看護情報提供療養費3			300円
（保健医療機関等に入院または入所する利用者について情報を提供）			
* 看護・介護職員連携強化加算			500円
* 訪問看護ターミナルケア療養費			5,000円
<hr style="border-top: 1px dashed #ccc;"/>			
月初回2,590円(①1,110円+②1,480円)、2回目以降1回につき1,706円(①1,110円+②596円)、と該当する*印の加算項目が加算され、利用者負担金が算定されます。			

その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎一定時間を超えるサービス、休日のサービスは差額を1時間につき1,200円頂きます。
- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死化粧、死後処置）
- ◎日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。
- ◎氷見市以外の訪問は交通費を頂きます。
- 片道10km未満500円 片道10km超えた場合 1kmにつき20円

利用料金表・医療保険（3割負担）

① 訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
自宅への訪問		週3回まで	1,665円
		週4回以上	1,965円
居宅系施設への訪問	同一日に2人	週3回まで	1,665円
		週4回以上	1,965円
居宅系施設への訪問	同一日に3人以上	週3回まで	834円
		週4回以上	984円
② 訪問看護管理療養費			
	月の初日		2,220円
	2日目以降		894円
<hr/>			
* 夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)			630円
* 深夜訪問看護加算(22時～6時)			1,260円
* 難病等複数回訪問加算		1日2回まで	1,350円
		1日3回以上	2,400円
* 緊急時訪問看護加算			795円
* 長時間訪問看護加算			1,560円
* 乳幼児加算又は幼児加算(1日につき)			450円
* 複数名訪問看護加算(週1回を限度)			1,350円
<small>看護職員が他の保健師、看護師、理学療法士と同時に指定訪問看護を行う場合</small>			
* 24時間対応体制加算			1,920円
* 特別管理加算Ⅰ			1,500円
<small>イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、 または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</small>			
* 特別管理加算Ⅱ			750円
<small>ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己 導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</small>			
<small>ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態</small>			
<small>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</small>			
<small>ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態</small>			
* 退院時共同指導加算			2,400円
* 退院支援指導（退院日）			1,800円
* 在宅患者連携指導加算（月1回）			900円
* 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）			600円
* 訪問看護情報提供療養費Ⅰ（市町村等からの求めに応じて情報を提供）			450円
* 訪問看護情報提供療養費Ⅱ			450円
<small>（入学時、転学時に義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供）</small>			
* 訪問看護情報提供療養費Ⅲ			450円
<small>（保健医療機関等に入院または入所する利用者について情報を提供）</small>			
* 看護・介護職員連携強化加算			750円
* 訪問看護ターミナルケア療養費			7,500円
<hr/>			
月初回3,885円(①1,665円+②2,220円)、2回目以降1回につき2,559円(①1,665円+②894円)、と該当する*印の加算項目が加算され、利用者負担金が算定されます。			

その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎一定時間を超えるサービス、休日のサービスは差額を1時間につき1,200円頂きます。
- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死化粧、死後処置）
- ◎日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。
- ◎氷見市以外の訪問は交通費を頂きます。
- 片道10km未満500円 片道10km超えた場合 1kmにつき20円